1　会議の名称　令和８年度第１回富士川町森林環境譲与税活用検討委員会

2　会議の日時　令和８年 10 月５日(月)　15 時～

3　会議の場所　富士川町役場　２階会議室

4　出席者
(1)　委員　12 名(欠席者３名)
(2)　事務局 ５名
(3)　傍聴者 ０名

5　協議事項
(1)　新中学校校舎建設事業への充当について
(2)　子育て支援に関する事業への充当について
(3)　令和７年度決算について
(4)　令和８年度森林環境譲与税に関する事業の実施状況
(5)　令和９年度以降の活用事業について
(6)　その他

6　会議資料　別紙のとおり

7　主な発言の内容
【委員長あいさつ】
10 月に入りまして、大雨、それから台風、そして何と言っても、酷暑。夏がようやくぼちぼち終わるのかな、という感じがしてきているところでございます。
皆さんのお手元に配布したのは９月 16 日の山日新聞に載っておりました「南アルプスの山中に鹿大群」という、記事でございます。もうご覧になった方もいるかと思うんですけれども、朝一番でこれを見てびっくりしました。この数の多さというのが。私も農家をやってますけど、５月の頭に田植えをしまして、そして２週間ほど経つと稲が伸びてくるんですが、そのころに鹿が来て、かなり食べるんですね。対策として網をしたり、囲いをしたりいろいろするんですが、鹿というのは、稲穂がついてきますとですね、今度はその穂を食べにまた来ます。１シーズン、そのシーズンには２回、入られたりするというようなことになってきております。
そんなことがありまして、今は動物とどういうふうに関係しながら、生活して

いくのかというのが、大変大きな問題だろうと思います。
令和５年から検討委員会が始まりまして、この検討会やってきていろいろ積み重ねてきましたので、時間はかかるわけですけれども、何か有効な方法とか、できていければいいかなというふうに思っているところでございます。

● 協議事項
(1) 新中学校校舎建設事業への充当について
※ 委員長が議長となり進行

【委員長】
それでは、次第に基づきまして、新中学校校舎建設事業への充当を事務局の方からお願いします。

【事務局】
森林環境譲与税検討委員会において、できるだけ森林環境譲与税を充当して、施設の木質化を図ること、森林を身近に感じてもらう機運を醸成すること、施設部会や学習計画の際に本委員会からの意見を検討材料として活用すること、という意見をいただいております。
教育総務課から現在の状況について報告をお願いします。

【委員(教育総務課)】
まず、森林環境教育について説明させていただきます。令和７年度に、現在建設中の中学校に使用する令和６年度に伐採した木材の製材保管場所を見学に行きました。これは、中学１年生が親子学びでの中で行かれた、という話を伺っております。
また、今年度につきましては、先日上棟式をまねた上棟フェス開催したのですが、同じような町産木材を使ったイベントを、11 月に計画していると伺っております。内容についてはまだ公開出来ませんのご了承ください。
学校が完成した来年度からは、学校教材として学ぶということで、それぞれの担当部署で培っていただいて完成した学校ですので、そちらを活用した森林教育環境についての学びに取り入れさせていただきたいと考えております。
令和８年度の完成予定の中学校校舎建設事業の木質化に関する工事の進捗状況について報告をさせていただきます。
完成した部分といたしましては、新校舎に町有林から作りました木材を活用させていただいております。 図①ですが、こちらは２階の子どもたちが毎日生活をする普通教室の天井部分に、照明ボックスを取り付けるという計画でおります。こちらにつきましては、天井に貼られた木製ボックスに照明を設置する、

ということでございます。その下の丸でございますが、こちらは部屋の部分の掲示、掲示壁のなめしの部分になります。こちらの掲示の壁に町産材のなめしを付けまして、そこの上に掲示物が画鋲で貼れるような対応をしていく、というような計画でおります。

つづきまして、写真の説明になります。皆さんのお手元の A3 版の、竣工式のときに使わせていただいたパース図をご覧ください。校舎の絵が一番多く出ている、左のほうのパース図の中に、茶色の格子になっている真ん中があると思うんですけども、その真ん中の左右に、こちらの壁のようなものが 1 階、グランドにあるかと思います。茶色の格子が付いた建物に、格子が付いている、その右と左側に 1 階の部分に壁があるんですが、その壁が、この写真の 1 番の部分に相当します。こちらですけども、外の流しの型枠ということで、校舎の正門口の左右の水の庭に設置をする。水の庭の、水道の裏側に、こちら、町産材の型枠を作らせていただきまして、こちらに、その型枠でコンクリートを流しまして作らせていただいたものとなります。

続きまして、加工中のものになりますけれども、写真の②と③でございます。こちらにつきましては、校舎、昇降口の茶色の部分になります。こちらの、写真の②のほうは 2 階、3 階部分。③は 1 階の部分となります。それから、現在、進行中でございますが、写真③は 1 階の外壁の仕上げとなっております。

続いて、図②になります。こちらは、富士川コリドーの図になります。軒天の内張りに杉板を貼らせていただいてございます。

続きまして、図③になります。図③につきましては、図書室のイメージとなっております。赤い丸の左側が、俗に言う本の木ということで、木をイメージした書架になってございます。そこから枝が生えだすように、天井ルーバーを付けさせていただいております。細長い板を一定間隔で平行に付けさせていただいて、枝のイメージ。また、図③の赤い丸の部分も、この枝が進んでいくというようなイメージで、こちらのほうを作らせていただいております。

最後に、図④になります。図④は、この庁舎のメインとなります、中央スペースといわれる、2 階の 3 階まで吹き抜けになっているスペースのところに設置をいたします。富士山ビューバーという、竹型のブラインドを、竹型の木片を並べたルーバーとなってございます。こちらにつきましては、図書館の天井ルーバーと一体となって、一体とした部分を構成するものでございます。他にも木材を活用させていただく計画となっておりますが、なにぶん、まだパース図の段階での説明になりまして、大変わかりにくく恐縮でございますが、こちらにて私の説明とさせていただきます。

【委員長】

この件について、ご質問はありますか。

(意見なし)

(2)　子育て支援に関する事業への充当について
【委員長】
　次に子育て支援に関する事業への充当について事務局からお願いします。

【事務局】
　令和７年度の子育て支援に関する事業への充当について子育て支援課から報告をお願いします。

【委員(子育て支援課)】
　天神ゆずっこ保育園より説明いたします。令和 7 年 10 月 15 日に年長児 2 人掛け折りたたみ式木製テーブルを作りました。
　園児が日常で使用する机に町産木材を取り入れることで、木の温かさや質感を身近に感じ取れる環境を整えることができました。就学を迎え、年長児が学校生活に近い環境で過ごす経験も大切であることから、2 人掛けで前を向いて座ることができる机を製作いたしました。特注製作をしたことで、園児が安全かつ使いやすいように仕上がり、就学後の学校生活を意識した座り方が経験できております。
　次に児童センターから報告します。児童センターでは、移動式絵本収納ラック本棚を作成しました。児童センター内で木に触れる機会を設けたいとの意見があり、移動式絵本収納ラックを作成しました。木のぬくもりがあり、子どももとても喜んでいます。木製の本棚への興味も合わさって、以前よりも絵本への興味も高くなってきています。以上となります。
【委員長】
　保育園、それから児童センターに配置をしました、木製製品ですけど、これらにつきまして何かご意見ありますか。

(意見なし)

【委員長】
ありがとうございました。それでは子育て支援に関する事業への充当については以上です。
(3)　令和 7 年度以降　活用事業の検討について

【委員長】
はい。次の事項に参ります。令和7年度以降活用事業の検討について事務局から説明をお願いします。

【事務局】
令和7年度森林環境譲与税に関する決算状況を説明させていただきます。
林地台帳システムデータ更新事業としまして55万円。林地台帳のシステムの保守と所有者情報、地番情報等の、データが更新されたときに作業を行う費用になります。
続きまして、意向調査、集積計画策定業務、現地測量を行いまして303万8千円。意向調査を4.25ヘクタール、集積計画を1.97ヘクタール行いました。令和2年度からの意向調査を実施した森林の一部について、集積計画の策定を行い、森林整備のための測量、積算まで実施することができました。
続きまして、集積計画森林の保育間伐として、62万6千円です。1.16ヘクタールの間伐を行っております。集積計画までつながった森林の一部について、間伐を行うことができました。
続きまして、ナラ枯れ被害防止処理です。立木燻蒸を4本行い、8千円使用しております。被害木に必要な処理をすることで、被害の拡大を防ぐことができました。
続きまして、地域林政アドバイザー雇用事業です。雇用に関する費用を充当しており182万3千円となります。
続きまして、先ほど説明がありました木材普及啓発事業としまして129万4千円。子育て支援課の事業に充当しております。
続きまして、新中学校校舎建設事業としまして、こちらは基金の積み立てております。令和7年度は決算残額1258万4千円を中学校建設事業に基金として木質化に関する経費として積み立てております。
次に令和7年度森林環境譲与税に関する決算状況の基金分の説明させていただきます。令和6年度の決算時点で、新校舎建設事業の基金としましては2619万7千円、積み立てておりました。そのうち、令和7年度に製材と木材保管の事業を行いましたので、661万2千円取り崩しております。令和7年度の決算残額を令和7年度の基金として積み立てましたので、合計で3216万9千円を基金として積み立てております。
以上で令和7年度の決算状況について説明を終了させていただきます。

【委員長】
何かご質問等ございますか。ふと思ったんですが、ナラ枯れの被害っていうの

はどうなんでしょうか。そんなに処理のほうも多くはないんですけど、被害っていうか、現状どうなんでしょう。
【委員】
森林組合の管内では非常に多いです。手をつけられない状態になっているっていうのが、実際のところだと思います。
詳しい話については、峡南林務環境事務所のほうがいいかなと。
【委員】
ナラ枯れの被害状況は例年9月時点で、町と一緒に調査を行っております。その調査箇所は町道や林道、住宅の近くをメインに調査を行っております。調査の中では、インフラ部分や住宅に影響を与えるものはないと報告を受けております。峡南森林組合さんからあったように、山全体で見れば、山の上のほうは被害がありそうなところが見られます。南部町とか収束してるような状況ですし、富士川町においても、里山や集落周辺に影響が与えるような状況にはないと思います。
【委員長】
他に何かご質問等ございますか。
よろしいでしょうか。
令和5年から始まって3,218,169,000円っていうことで、これが今年度は実施するということですね。
【事務局】
今年度、新校舎の建設の木質化の部分に充当する金額が3,200万円余りになっておりまして、令和6年度にも充当している部分がありますので、総額で3,900万円ぐらいを、充当しております。
【委員長】
わかりました。次の事項にうつります。
令和8年度森林環境譲与税に関する事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。
【事務局】
令和8年度森林環境譲与税に関する予算、及び執行状況の報告をさせていただきます。
まず、林地台帳システムの整備業務委託です。昨年度と比較して、費用が増額しております。これは今年度、GISを利用した林地台帳システムの再構築をするにあたり、新たな委託業者を入札で選定するため、費用額が増額しております。
令和8年4月入札にて業者を決定し、現在は、再構築に向けて業務等を遂行していただいております。
続きまして、意向調査集積計画策定業務、現地測量です。集積計画策定に向け

て、新しい地域の意向調査を行っております。意向調査は委託業者が行っており、令和 8 年 10 月から 11 月にかけて、平林の一部地域に意向調査を行う予定となっております。意向調査の対象となってる方については、令和 8 年 10 月 29 日に意向調査に関する説明会を開催いたします。

続きまして、集積計画森林保育間伐です。集積計画を策定しているが、まだ間伐等の森林整備につながっていない森林について間伐を行っていく予定になっております。

続きまして、森林境界明確化事業、境界推測図案作成です。今年度の新たな事業で、森林境界が不明確な地域において、境界を明確化するために推測図を航空測量等のデータを用いて推測図作成します。その後、所有者の探索確定へつなげていく、推測図を作成する委託を行っております。

令和 8 年 6 月に業者を選定し、契約がすでに済んでおります。現在、業務遂行中になります。費用が、5,269,000 円。費用のうち、国の交付金を山梨県を通して受ける予定で、森林環境譲与税を充てるのは 2,203,000 円になります。交付金は 3,066,000 円の予定です。

続きまして、森林所有者確認業務です。こちらは境界を明確化するために推測図を作成した地域の森林所有者を確定させる業務の事前準備として、業務委託しております。費用は、4,569,000 円で委託を行っております。こちらは先ほど説明させていただいた境界推測図作成業務において、国の交付金を受ける要件が、推測図を使って所有者を確定する業務まで行うこととなっております。そのため、推測図作成業務と同時並行で推測図作成対象地域の所有者の一覧を作成し、来年度、その所有者を確定につなげていくための準備業務になります。境界推測図案作成と並行で行っておりますので、令和 8 年 6 月に業者を選定し契約しております。旧公図や登記簿を用いて所有者をリストアップし、境界推測図が作成されましたら、境界推測図案と所有者を照合し、所有者を確定していく予定です。

続きまして、林業安全装備品購入補助金です。100 万円の予算を計上しております。林業従事者が使用する安全装備品の購入に要する経費に対して補助金を交付します。1 件当たり補助金上限額 20 万としまして、5 社を予定しております。

地域林政アドバイザー雇用事業についても継続して行っております。

以上で説明を終了させていただきます。

【委員長】

何かご質問等ございますか。

一つ質問ですが、意向調査をしながら、別の地域の計画を策定して、森林整備も行っていくというのはこの先何年ぐらいで見込んでいるのか。
目標とかがあっていいんじゃないでしょうか。

【事務局】
　この森林経営管理制度による、森林整備を進めていくにあたって、町内の森林をどこから手を付けていくかの優先度を決めるための調査を行いました。
　現在、その計画は10年の計画になっていまして、平林から始まって、今は十谷地区をやっているという状況でございます。
　計画通りにはなかなか進んでいないという状況がございますので、今後随時見直し等行いながら、10年程度の計画期間のもと、この森林整備を進めていければと思います。

【委員長】
　非常に難しい話ですし、そもそも所有者が認識し、自分自身が持っているかどうかもよく分かってないような土地もあります。さらに財産価値としてもそんなに高くはない土地ですと、なかなか進まない。ただ、そうは言っても、これをやらないとそこから先へ進めないっていうことだから、やっぱり大変ですけど、ぜひ頑張っていってやってもらうしかないと思います。
　それでは次の事項に移ります。
　事務局お願いします。
【事務局】
　令和9年度以降の活用事業の主な検討項目について説明させていただきます。記載されているのは令和6年2月に定めました森林環境需要税活用方針において、検討していくこととした項目になります。
　先ほどこれまでの使途を説明させていただきましたように、これまで、令和6年度、7年度と、この活用方針に基づいて、森林環境譲与税を活用してまいりました。今回この項目の中で、③番の重要インフラ隣接森林整備事業の導入に関連しまして、緩衝帯整備事業について提案をさせていただきます。
　重要インフラとは、国が定める統一基準による、情報通信、電力、ガス、水道施設など、生活や経済活動の基盤を支える施設であって、その機能が停止したりとか低下したりするときに、多大な影響が生じる可能性がある施設と、国では定義づけられています。
こうした国が定める重要インフラの定義とは少し異なるものとなりますが、町が、里山集落に設置しています有害鳥獣の侵入防止電気柵につきまして、鳥獣被害が深刻化する中で、地域での安全、安心な生活を営んでいく上で大変重要な施

設であると考えております。
今回の提案は、町が整備した侵入防止柵の機能を有効に活かしていくための事業となります。それでは、資料をご覧ください。緩衝帯整備事業についてです。１の野生動物による被害です。野生動物による人身被害や農作物の被害が深刻化しています。近年は、人の日常生活圏への熊の出没が全国的に多発をしておりまして、熊による死者数が、過去最多を大幅に更新するといった事態になっております。
国はこうした状況を踏まえて、実効性の高い対策を着実に、そして段階的に実行することによって、人の日常生活圏から熊を排除して、周辺地域等での捕獲を強化することで、増えすぎた熊の個体数の削減、管理の徹底を図り、人と熊の住み分けを実現することとしています。
野生動物は安全で食べ物を得ることができる場所を求めています。人の日常生活圏に野生動物を寄せ付けないためには、集落が危険なところであるっていうこととか、食べ物を得られない場所だっていうことを学習させる必要があります。
鳥獣被害対策の 3 本柱ですが、鳥獣の捕獲、侵入防止対策、生息環境管理の 3 本柱を基本としています。まずは第 1 の柱は個体群管理と駆除して減らしていく。第 2 の柱が守る、侵入防止対策ということ、柵を設置したり、追い払いをしたりということです。
第 3 の柱が寄せ付けない。里山集落に野生動物にとって魅力的なものを置かない、集落と山林間に緩衝帯を整備するということで、寄せ付けない。この 3 本柱でやっていくことが重要だとしています。
集落周辺の手入れがされてない山林は、野生動物にとって安心して集落に近づいていくための隠れ場所になります。この隠れ場所があると、人の日常生活圏のすぐそばまで野生動物の接近を許すことになってしまいます。
野生動物と集落を分ける緩衝帯を整備することで、野生動物が集落に近づきにくい環境を作り出すことが重要です。
緩衝帯の整備方法とその効果ですが、心理的な障壁として、その集落周辺の藪や雑木林の刈り払いをするなど、隣接森林の間伐を行うことによって見通しのいい環境を整備し、隠れ場所をなくすことで、野生動物が怖がって集落に近づかないという、遠ざけるような心理的な効果があります。
物理的な障壁ですが、この心理的な障壁だけだと一時的に遠ざける効果はありますけども、夜間など人気がない時間帯は侵入してしまいますし、完全に防止することはできないので、森林整備と併せて侵入防止柵を設置することで、野生動物の生息域と人の日常生活圏との継続的な住み分けを実現することができます。

富士川町の鳥獣被害対策の実績ですが(1)の捕獲活動です。鳥獣保護管理法に基づく捕獲、増えすぎた個体数を駆除することで調整するための捕獲になります。富士川町内の捕獲実績は、令和7年度、鹿331頭、イノシシ39頭、サル49頭を捕獲して駆除しております。

ほかにも県の事業で鹿の捕獲をしているので、年間500頭近くは駆除をしていますが、なかなか減っていかないという現状です。

また、鳥獣被害防止特措法により、その法律に基づく捕獲は農林業被害を防止するための捕獲です。令和7年度の実績が55頭です。

このように、増えすぎたものを調整していくという法律の下の捕獲と、現に被害が出ているから捕獲をするという2つの法律に基づいて、有害鳥獣を捕獲をしております。

侵入防止柵の設置ですが、町は平成18年から要望地区への侵入防止柵の設置を進めています。これまでの整備状況は、18地区、総延長約40キロメートルにわたって電気柵の設置をしました。設置後に行った地域へのアンケート調査では、耕作地での被害面積が設置前と比較して2割程度に減少したとの回答がありましたので、この柵の設置によってかなり効果が出ていると感じます。

維持管理につきましては、設置時に各地域と締結した契約に基づいて、その周辺の草刈り作業等を地域に行っていただいています。しかし、侵入防止柵の維持管理に関する課題があります。人口減少、高齢化により地域の担い手不足が深刻な状況となり、この侵入防止柵の維持管理が困難な状況となっている地域が地区が増えてきました。

電気柵周辺の管理ができず、繁茂した雑草、雑木がワイヤーに触れてしまうと、電圧が下がって電気ショックの効果が失われます。電気柵としての効果が失われると、高さによっては、イノシシとか鹿の侵入は防げるが、サルやクマなど、柵を飛び越えてきてしまう動物もおり、侵入してしまうということになります。

課題解決に向けてですが、野生動物の生息域と人の日常生活圏との住み分けを実現する緩衝帯は、里山集落での安全、安心な暮らしを守るとともに、農業生産活動の基盤となる重要な地域インフラ施設と捉えて、その機能が十分に発揮されるように維持管理をしていくことが必要です。

また、緩衝帯の管理が十分に行えず、里山集落が荒廃してしまうことによって、市街区域に野生動物が侵入してくる状況も懸念されますので、この問題は里山集落だけの問題ではなく、町全体の問題と捉えて対策を進めていく必要があります。

森林環境譲与税は、鳥獣被害対策を目的とした緩衝帯整備事業に活用することができ、令和9年度以降の事業計画の構築に向けて調査研究を考えています。

4ページ写真についてですが、上の写真は、倒木によって、電気柵が損壊した

地区の現状です。平林地区、令和６年度の事例です。下の写真は、令和８年度に被害があった田んぼです。穂積地区において、サルによる水田の被害、大きな被害がありました。水田にサルが入って、稲穂を食い荒らしてしまうといったことで、広範囲にわたってこのような被害が起きました。こうした有害鳥獣の被害というのが、緩衝帯を整備することによってどれぐらい効果が見込めるか、見込むことは難しいところですが、今後はどういったことが１番効果的なのか、費用対効果というところも含めて調査しながら、1 番いい方法で緩衝帯が整備できるように検討を進めていきたいと考えております。

【委員長】

何かご質問等ございますか。

集落の中を移動していますと、最近は本当に近くまで鳥獣が接近しています。緩衝帯整備も重要だと思いますが、もっと広い意味で林業自体を活性化させていかないとならないと思います。

ありがとうございました。

他にはよろしいでしょうか？ないようであれば、以上をもちまして、協議事項を終了したいと思います。

【事務局】

委員長、スムーズな進行を、また委員のみなさまにおかれましては、活発なご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは 4 のその他に移ります。事務局から何かありますか。

【事務局】

事務局から連絡事項です。次回の検討委員会の開催を 11 月中旬頃を予定しています。昨年度同様に視察研修を行い、その後検討委員会を開催する流れで考えています。決まり次第ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、森林環境譲与税の使途についても次回の検討委員会で意見を考えていただきますようお願いいたします。

【事務局】

それでは 5 の閉会となります。本町の森林政策につきましては、まだまだ課題が山積みでございまして、森林環境譲与税の活用も、中学校建設の基金の積み立てが終了し、今後新たな有効施策を継続して、長期的な視点で検討していく必要がございます。そのためにも、これまで本検討会で森林環境譲与税に関わる知識を培われた皆さまのお力をですね、これからもお借りしたいと考えてございます。また、人事異動等、団体の役員変更等もある方もおり、全員というわけに

はいかない部分もございますが、ぜひ引き続き委員としてご協力をくださいますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第１回富士川町森林環境譲与税活用検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。お疲れさまでございました。ありがとうございました。